

次席

X-17

學校給食実施の新方針決定

(昭和五年十二月廿日午後二時体育局發表)

10-2
17

山崎

21

この平和な文化日本を建設する重い使命を双肩に担つて、童の保健対策の一環として学校給食の必要性が、近來ますと強調せられている。それにも拘らず現下の食糧事情窮屈、各種食品の統制、燃料の不足等々ゆがゆの陸路が、学校給食の実施を困難にしていた。

當局においても、栄養教育および學童の体位向上の見地からなるる學校において適切な栄養給食の実施ができるよういろいろの方策を講じねばならぬ。偶々事業に對して司令部からの好意的な援助があり、これに光明を得た文部省は農林省はじめ關係各官との協議交渉の結果、このほど新しい學校給食実施の方針を決定するにいたつた。本日、文部厚生農林三次官の連名通牒(別紙)を發

して明年一月の第三學期開始とともに全國的な學校給食実施の普及奨励のスタートを打つことに至つた。

今回の新しい學校給食実施の方針の主なる特徴として、次のことがらをあげることが出来る。

- (一)國民學校の全兒童を對象とした學校給食の普及に努力し、從來の學校給食は給食を必要とする兒童に對しての実施を奨励する、ことを原則としてゐたが、これを一層積極化して、新方針では學校給食を実施する場合は、全校兒童に對してはゆる全校給食の普及に努め、學校給食の教育的効果(通牒五参照)を十分發揮させるためである。但し実施を得た學校から漸次開始させる。
 - (二)恒久的な施設へ發展させる。
- 今までの學校給食施設は、ややもすれば一時的なものとの施設に流れることが少くなかつたが、今回は學校におけるべく恒久的な栄養教育施設として發展させるよう奨励する。

(三) 給食内容・栄養標準を掲げた。

栄養給食の合理化について、一食分に相當する栄養の内容標準を示した。

また、差當り学校給食の実施するところを奨励するが、漸次、食物にして主食物、副食物と特に区別することなく、栄養必要量の全般から最も日本人にとつて合理的な給食物を調理し、これを児童に給することにより、一般の食生活の改善に不可欠するよう考へてやきたい。

(四) 政府は學校給食に必要な食料等の物資を、できるかぎり特別配給するよう努める。但し、需給の間は、いろいろの事情のためその配給方法につき都市と町村とを区別して考へる。

(五) 都會の學校に對しては、動物性蛋白食(例へば肉

類の罐詰等)を一食につき差當り二回配給する。
(6) 町村の學校にわざの希望に従い、なるべく蛋白質食
品(例へば魚粉等)と配給斡旋するが、これは都市
の場合、やうに定期的には行はれない。

(五) この學校給食を實施する學校に對し、マ司令部より、特に次の三点について慎重な注意を拂ふよう要望があつた。

(1) 調理場等の清潔につき、ねに留意すること。

(2) 學校給食と實施したため、火災をあこさぬよう

火の取扱にはよく氣をつける。

(3) 學校給食にはできるだけ、児童の保護者(特に母姉)の協力との参加を促す。たゞ、これが強制にわたり家庭の負担を増加することがあつてはならない。

(六) 學校給食と實施する學校に對しては、その施設費一部を國庫から補助することになつた。但し本年度は都市の學校に重きをおく。

さて今回の學校給食を実施する具体的方法等については、本月三、四の両日、各都道府縣の關係官吏文部省に招集して、研究会をすゝめられた。

そして以下各地においては、それが北進したる如きとしているが、文部省では各都道府縣に學校給食事務を専任する職員を配置することになつた。

また、文部省は中央に學校給食委員會を設置し、各省關係者及び學校經驗者をもつて組織し、學校給食に関する討議、調査、指導のことを幹事會等につき審議し、本事業を促進する機關とする。地方にあつては、各都道府縣及び縣立、市立、町立の教育委員會に、並びに組織されることになつてある。給食を実施する學校に就き、學年別、性別別に、其の運営、會計組織される。大蔵省を中心とし、學校董事會、保育院教員及び他の關係者よりなり、並びに施設の實際の運営に開與することになつてゐる。

○
近く文部省では、各都道府縣の學校給食指導者をあつめて、指導等の研修会を開催することになつた。この講習會の出席者は地方にあつて之に予定になつてゐる。

○
全國各都市において一月から給食を開始する學校に対しては差當り五十噸の罐詰類が配給されることになる。これは司令部の好意により放出せらるる食糧である。更に最近マヌラカミ社より輸入のラ物質七五トンは、二月の全國的給食用始にさきかけ、差當り三十噸を東京都、神奈川縣、千葉縣の約三四十校において、新しい方針にもとづき給食を実施することになつて、これらの學校は、物資を優先次第、ただちに學校給食を実施し得る運営をもつてゐる學校で、その児童总数は約三十万人である。

○
文部省では今回の學校給食実施を契機として、學校を中心とする栄養教育の実践強調運動を近く全國的に展開するため、以下その実施につき計画中であるから、近くこの内容を発表される予定である。

かくのごとく社會全般の大いなる努力によって、新しく营养給食の実施により、温い春は學童から訪れるであらう、营养教育の実践強調運動により、明暁な活氣は學校生活から湧然ともあかるであらう。

秘

次官通牒案

年月日

文部次官
各地方長官宛

學校給食実施の普及獎勵について

學童の体力向上並に栄養教育の見地から、ひろく學校に於いて、
過往の栄養給食を行ひことは、まことに望ましいところである。
今般、政府は、司令部より好意に基き、學校給食用として、
金品等を漸次、國民學校に對し特別配給して、全國的に學
校給食実施の強化擴充を企圖することとなつた。都道府
縣においては、左記事項に留意し、地方の実情に即應する恒
久的学校給食施設を普及に萬全の策を講じ、之が徹底に達
成すべき期をうれだい。命により通牒する。

実施要領

記

(一) 対象

國民學校の全兒童へ放課後含む)までに対象とする。但し実施
生徒編して文部省体育局長に報告せれどい。

(二) 実施方法

a. 都市、國民學校の場合

學校兒童に對し學校給食を実施し得る學校に對して、當當
り動物性蛋白食出を特別配給する。この食品を利用して
學校においては、毎日給食を実施することを望ましが、少くとも
週間に兒童一人につき二回以上は実施しなければならぬ。
適當な副食料へと未得の限り温食とする必要がある。(二)
調理して給食する。

長町村立国民学校の場合

町村においては副食(温食とする)による全校児童に対する給食を奨励する。一週間に一回以上給食を実施し、学校に對し、其の希望に従して極力魚粉等特別配給につくり、但しこの配給は定期的には行はれぬ。

(三) 実施の時期

昭和二十一年一月から開始する。

学校においては、授業日の晝食時に実施することを原則とする。

(四) 児童一人に対する一日分の營養必要量

机の熱量大約カロリー(副食の場合は五十九カロリー程度)に対して、蛋白質二十五克(副食の場合は十五克程度)として、之に脂肪、カルシウム、鉄、ビタミン等の過量を考慮する。理想とする。更に児童の年令に応じ、地方の実情に即く。

(五) 給食内容と各学校において被付する必要がある。

児童が三ヶ月費を徴集する。但し生活保護対象家庭の児童に対するは、昭和二十一年九月三日発本「立場文部省体育局長並に厚生省社会局長連名通牒」に基く措置を講ずる。

(六) 委員会の設置

都道府県においては、学校給食委員会を設ける。学校給食委員者及学識経験者をもつて組織し、毎月定期的に開催する。学校給食に関する必要な事項の調査及び指導並に資材配給等に關する。

都市においても都道府県に準じて学校給食委員会を設置する。

学校においては、學校給食進行委員会を設置する。學校給食委員者、保護者及其它の関係者をもつて組織し給食建設の運営に関與する。

三、學校給食施設費補助

(一) 地方廳職員の増置に要する經費

學校給食施設の普及獎勵と其の指導の適正化期すため都道府縣に新たに専任の職員を各一人充設置し、其の件費の全額を國庫より補助する。

(二) 施設費の補助

學校給食を実施する國民學校に對し、必要とする経費を一部を國庫より補助する。都道府縣に於ても相應の地方費を支拂ふれどい。但し本年度は都道府にかけて學校の場合に限る。

四、學校給食を実施する學校に於て特に留意すべき事項

(一) 食器、鍋釜、調理場、食室等日常に清潔を保たせ、衛生上注意を強調する。

(二) 火災、發生せばやう萬全の措置を講ずる。

(三) 周意の保護者に學校給食実施についての諸般の協力を求める。

但し強制に付たり家庭の負担を加重し不宜と注意する。
好観學級、女子青年團、夏等の參加もの等を除く。

食品等の管理は責任者を定めて特に嚴重にする。

直接調理等を担当する者の健康、状態を特に注意し、急性傳染病の予防に留意する。

(五) 學校医の積極的な活動を促進して、本施設の癡生等に萬全を期する。

(六) 教育的効果
學校農園の經營、學校における兎、山羊等の飼育、養魚等の層獎勵して本施設に利用する。

學校給食の実施により左の教育的効果が期待される。
栄養改善による健康の保持増進と疾疫の予防

菜食の知識を與へる。

(三)

食事計劃は実踐するものとし、婦人會である。

a. 予々清潔。

各、食器類は清潔。

b. 咀嚼の習慣。

c. 食事の作法。

d. 食事の矯正。

e. 調理場の清潔整頓。

民主主義的恩想を普及し、師範間の愛情融和を促進する。

家庭における食生活の改善に參與する。

郷土食の合理化。

g. 予々社会生活の指導。

g. 座席者を多くする。

都道府県における學校給食計画作成上に注意

都道府県において學校給食実施の具体的な計画を作製する場合、概ね次の段階に順つて考慮する。

(一) 直ちに実施可能な學校についての計画

a. 都市と農村を区别して考へ、その地域にもつとも適應した施設の奨励につき考へる。

b. 恒久性な學校給食施設となるやう、その基礎を確立する。

c. 政府から特別配給される食品以外に、地方において斡旋し得る食品、調味料、設備に要する材料、燃料等の特別配給方

による出来得る限り助力する。
d. 學校給食の普及奨励のため、相当の経費を地方費より支出するやうとめる。

e. 學校給食実施による教育的効果(参考文献)を重視し、その効果の調査方法を定めて之を実施する。特に定期的調査を実施する。

f.

g. 栄養指導者の配置状況に留意する。養護教員の未設置の

學校に対しては速かに之が配置の方につき考慮する。

h. 特に栄養教育の普及方法につき留意する。そつため栄養教育週間を定め講習会、講演会、展覧会等を隨時開催するこ^{望ましい。}

i. 學校給食用として特別配給される食品等の物質は、官私立の國民學校、又は之に準ずる學校に対するも、都道府県において配給斡旋をする必要がある。

j. 學校給食を実施する學校において特に留意すべき事項(参考文献)につき監督指導の徹底を期す必要がある。

(二) 直ちに実施不可能の學校についての計画

都市では給食設備がつづれ然得るが、學校が多いため特に燃料補給につき計画する。農村では給食設備が少い學校が相当に多くから、特に設備の新設につき計画する。

a. 燃料の対策としては、パン及び乾パンによる給食方法が考へられた電氣利用の方法等も考へられる。

6. 給食設備については、共同炊事場の利用、寺院等の金銅備用
保護者たりの斡旋等が考へられる。

(三) 栄養給食の合理化についての促進計画(モカ一)

児童の栄養必要量(次官通牒^{二〇四参考})に準據し給食内容を都市では主食物並に副食物の全量、農村では副食物のみを、學校の授業日に毎日給食するやう計画する。

a. 都市には、副食物以外に主食物を特別配給するやう考へる。

b. 農村では、なるべく自給自足的方法に依るやう考へる。

(四) 栄養給食の合理化についての促進計画(モカ二)

農村における給食内容を擴充して都市並に主食物相當の栄養量の増加を考へる。而して、都市農村共に主食物、副食物とを特に区別することなく栄養必要量の全般から最も合理的な給食物を調理することにより、これを學校給食用とするニトニヤー一般の食生活の改善に寄與するやう計画する。

a. この獻立によるとときは、從來主食物用として使用された米麥等がむしろ副食物の役割をなす場合がある。

特に農村の場合、米麥過食の習慣を打破する必要がある。

發體一四四號

昭和二十一年十二月十一日

文部大臣官

厚生大臣官

各地長官殿

學校給食實施の普及獎勵について
學童の體位向上並に榮養教育の見地から、ひろく學校において適切な
榮養給食を行ふことは、まことに望ましいところである。

今般政府は聯合軍司令部の好意に基き學校給食用として食品等を勧め
國民學校に對し特別配給して、全國的に學校給食實施の強化擴充を企
圖することになつた。都道府縣においては左記等項に留意し、地方
の實情に即應する恒久的の學校給食施設の普及に萬全の策を講じ、之
が徹底に遺憾なきやう期せられたい。命により通牒する。
追つて都道府縣においては本月末までに具體的實施計畫を作製して
部省體育局長に報告されたい。

記

一 實施要領

(一) 對象

國民學校の全兒童（教員を含む）を對象とする。但し實施し得る
る學校より漸次開始する。

(二) 實施方法

A 都市の國民學校の場合

全校児童に對し學校給食を實施し得る學校に對して差當り動物性蛋白食品を特別配給する。この食品を利用して學校においては、毎日給食を實施することが望ましいが、少くとも一週間に児童一人につき二回以上は實施しなければならない。實質的な副食物一出來得る限り温食とする必要がある一に調理して給食する。

B 町村の國民學館の場合

町村においては副食物（温食とする）による全校児童に對する給食を獎勵する。一週間に一回以上給食を實施する學校に對し、其の希望に従して極力魚粉等を特別配給にとめる。但しこの配給は定期的には行はれない。

(三) 實施の時期

A 昭和二十二年一月から開始する。

B 學校においては、畢業日の晩食時に實施することを原則とする。

(四) 児童一人に對する一食分の栄養必要量

概ね熱量六〇〇カロリー（副食物のみの場合は可能範囲で一八〇カロリーを目標とする。蛋白質三百瓦（副食物のみの場合は一百瓦程度）として、之に脂、肪、カルシウム、鐵、ビタミン等の適量を考慮するのを理想とする。

更に児童の年齢に應じ、地方の實情に即した給食内容を各學校において検討する必要がある。

(五) 食費

児童から實費を徵收する。但し生活保護法に該當する者の世帯児童に對しては、昭和二十一年九月三日發體一〇五號文部省體育局長並に厚生省社會局長連名通牒に基く措置を講ずる。

二 委員會の設置

(一) 都道府縣においては、學校給食委員會を設ける。學校給食關係者及學識經驗者をもつて組織し、毎月定期的に開催する。學校給食に關する必要な事項の調査及び指導並に資材配給のこと等に關する。都市においても都道府縣に準じて學校給食委員會を設置する。

(二) 學校においては、學校給食實行委員會を設置する。學校當事者、

保混者及他の關係者をもつて組織し給食施設の運営に關與する。

六 學校給食施設費補助

- (一) 地方廳職員の増置に要する経費
學校給食施設の普及獎勵と其の指導の適正を期するため都道府新任の職員を各一人宛設置し、その人件費につき國庫より新たに専任の職員を各一人宛設置し、その人件費につき國庫より算の定める範圍内において補助する。

二 施設費の算出

學校給食を實施する國民學校に對し、必要とする経費の一端を國庫より補助する。但し本年度は都市における場合に限る。

三 都道府縣においても相當の地方費を支出し學校給食施設の普及獎勵を國庫からたい。

- (一) 學校給食を實施する學校において特に留意すべき事項
食器、鍋釜、調理場、食堂等は常に清潔を保たさせ、衛生上の注意を強調する。

二 火災の發生せぬやう萬全の措置を講ずる。

- (三) 児童の保護者に學校給食實施についての諸般の協力を求める。但し強制にわたり家庭の負擔を加重しないやう注意する。母親學級、女子青年團員等の参加ものぞましい。

- (四) 食品等の管理は責任者を定めて特に嚴重にする。

- (五) 直接調理等を擔當する者の健康状態を特に注意し、急性傳染病の以防に留意する。

- (六) 學校醫の積極的な活動を促進して、本施設の衛生等に萬全を期する。

七 手の清潔

學校給食の實施により左の教育的效果が期待せられる。

(一) 營養改善による健康の保持増進と疾病的豫防。

- (二) 營養の知識を與へる。

- (三) 食事訓練を實施するもつとも好機會である。

八 教育的效果

B 食器類の清潔

C 咀嚼の習慣

D 食事の作法

四 偏食の矯正

五 調理場の清潔整頓

(六) 民主主義的思潮の普及、師弟間の愛情融和を促進する

(七) 家庭における食生活の改善に寄與する

(八) 郷工食の合理化

(九) 圓滿な社交生活の指導

(一〇) 缺席者を少くする